

はしがき

『プリメール民法』と名付けられた本シリーズの初版が刊行されてから、早18年の歳月が経過した。十年一昔というが、この20年近い間の日本社会の変貌ぶり、大学内外の環境の変化、そして何より、本シリーズの対象とする民法本体の変動が尋常ではない。その書名が物語るように、初学者向け民法教科書として、自学習や学部専門教育での活用が期待された本シリーズの全面改訂が求められるのも時代の趨勢というべきであろう。

そこで、新シリーズの本巻でも、その内容を書き改めるべく、中堅世代の執筆者と大幅に入れ替わる布陣となり、前シリーズの執筆者のうちで残ったのは私のみとなった。これは、かみくだいた平易な説明を心がけ、コラム欄(WINDOW)では、注目すべき問題を取り上げながら、つねに社会の現実を念頭に置いて生きた民法理解を読者に促すという本書初版以来の持ち味を継承し、かつ次世代を担う若者と同じ目線で清新な空気を民法学習に吹き込むという企画趣旨に沿ったものと思われる。

実際、執筆方針や各自の持ち寄り原稿をめぐって自由に議論を交わし、用語や記号の統一まで相互に気を配り、複数回の編集会議を経て出来上がった校正刷りを通読すれば、少なくとも分担執筆にありがちな叙述の不均質な状態は免れている。1970年代にはじめて民法を学んだ「旧世代」に属する者の視点で見れば、相対的に変動が少ない物権法の基本事項の説明においても、マンネリ化した表現ではなく、「現世代」、「新世代」ならではの言語表現が新鮮で心地よい。それだけに、これから民法を学ぼうとする読者にとって、親しみやすく心強い“民法学習の友”になってくれるものとひそかに期待している。

2017年の債権法を中心とした民法改正は、その対象外であった物権法領域にも大きな影響を及ぼしている。2017年の「民法の一部を改正する法律」の施行が2020年4月1日に予定されており、施行後を前提とした解説を施すという本シリーズ全体の執筆方針に従い、本書の中で引用された民法改正後の条文は相当数に上る。一般的な傾向として、改正後の条文は、格段にボリューム・アッ

プしているから、関係する条文を読みこなすだけでも、正直一苦労だが、それが民法学習の妨げになるようでは、あえて民法改正を果たした立法趣旨にも反しよう。大学での法学教育の一環をなす民法講義担当者の手腕が試される時代でもある。

本書にも前シリーズと同じくらいの寿命が見込まれるとすれば、今世紀前半の四半世紀を優に超える期間となる。はたしてこの先どのような変化が待ち受けているのか、すぐには明確な展望を得られようもないが、願わくは、読者とともに必要な改訂を重ねて本書も歩み続けたい。末筆ながら、法律文化社の野田三納子氏には、本書刊行に至るまでお世話になったうえ、私たち執筆者の「最初の読者」として、きめ細やかで的確な助言を惜しまれず、大切なことを次世代へ伝える作業に貢献していただいた。ここに記して心からの感謝の気持ちを表したい。

2018年1月20日

執筆者を代表して

今村与一